平成２２年（フ）第２０２号
静岡県浜松市中区海老塚２丁目21番７号
アーバンワルツ203
債務者　山本ふじ子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
静岡県浜松市北区三ヶ日町鵺代796番地の２
債務者　松本　修一
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
長崎県佐世保市吉井町立石489番地１
債務者　松瀬　由美（旧姓瀬尾）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
長崎県佐世保市藤原町33番１号
債務者　宮永美佳子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
長崎県佐世保市黒髪町627番地１
債務者　野口　修一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
長崎県佐世保市小舟町57番地　グリーンハイツ藤103、旧住所長崎県佐世保市皆瀬町30番地　ルミエールコーポ１Ｆ
債務者　山下　安司
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
長崎県佐世保市江迎町北平154番地
債務者　前田　祐司
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
長崎県佐世保市若葉町７番32号
債務者　岡本　玲子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
長崎県佐世保市大塔町645番地２
債務者　富永　綾子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
青森市浪館前田３丁目29番13号
債務者　間山　柾子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２号
栃木県小山市城東３丁目26番18号
債務者　渡邉　　茂
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第７０号
栃木県小山市中久喜１丁目３番17号古河電工第一社宅409号、住民票上の住所栃木県小山市神山１丁目４番14号レックス小山プレニエ205号
債務者　鈴木　治重
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第８２号
栃木県小山市扶桑２丁目14番10号
債務者　根岸　昭仁
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第８３号
栃木県小山市駅東通り１丁目31番16号柏コーポ703号、従前の住所栃木県小山市西城南１丁目25番地31エルパレス102号
債務者　沖中エリサ
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１９号
島根県益田市須子町３番５号
債務者　竹山　敦代
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部